

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 指定居宅サービスの事業の廃止

○ 保安林の指定予定

○ 道路の区域変更

○ 道路の占用を制限する区域の指定

【公告】

○ 落札者等の決定

○ 公共測量の実施

○

○

○

〃 〃 〃

指導監査課

治山課

道路整備課

〃

危機管理課

監理課

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年八月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション なくら

2 所在地

美作市栄町六八番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社美作名倉堂

2 所在地

美作市栄町七一―一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年八月二十日

四 介護保険事業所番号

三三七三〇〇四九五

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和七年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

備前市西片上字城ヶ谷二〇六四の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坂辺吉井線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
赤磐市山手字和田山二二四七番一地先から	赤磐市山手字大原二二四五番一地先を経て	新	五・〇 一八・六	一〇八・九
赤磐市山手字和田山二二四七番一地先から	赤磐市山手字大原二二六〇番七地先まで	旧	三・二 一四・一	一八四・七
赤磐市山手字和田山二二四七番一地先から	赤磐市山手字大原二二四五番一地先を経て	旧	五・〇 一八・六	一〇八・九

◎岡山県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
一般国道	三三三号	高梁市落合町阿部字井谷二六九五番七地先から 高梁市落合町阿部字井谷二四〇七番三地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和七年八月二十六日

〔三七二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 調達件名
岡山県高度防災情報ネットワーク整備事業通信基盤整備工事
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県危機管理課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和七年八月八日
- 四 落札者の名称及び所在地
岡山県高度防災情報ネットワーク整備事業通信基盤整備工事日本無線・山陽電子工業建設工事共同企業体
岡山市北区西古松一丁目一六番一号
- 五 予定価格
二、八二七、二四〇、〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
- 六 調査基準価格
二、五九四、八〇〇、〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
- 七 落札金額
二、七二〇、〇〇〇、〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
- 八 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 九 入札公告日
令和七年六月三日

〔三七三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
苫田郡鏡野町沢田及び沖地内	公共測量（基準点測量）	令和七年八月十五日から同年十二月八日まで

〔三七四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市真備町辻田 地内	測量区域
公共測量（道路設計、基準点測量、路線測量及び現地測量）	測量の種類
令和七年八月十八日から令和八年三月三十一日まで	測量期間

〔三七五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市中央地内	測量区域
公共測量（路線測量）	測量の種類
令和七年八月十四日から令和八年三月三十一日まで	測量期間

令和7年8月26日 岡山県公報 第12730号

〔三七六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

赤磐市周匝、福田及び黒沢地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和七年八月七日から同年十月三十一日まで	測量期間